

平成26年（1月～12月）法的措置一覧

平成26年12月17日現在

一連番号	事件番号	件名	内容	違反法条	措置年月日
1	26 (措) 1	関西電力㈱が発注する架空送電工事の工事業者に対する件	関西電力発注の特定架空送電工事及び特定地中送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	H26. 1. 31
2	26 (措) 2	関西電力㈱が発注する地中送電工事の工事業者に対する件		3条後段	H26. 1. 31
3	26 (措) 3	千葉県が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件	千葉県が発注する特定土木一式工事及び特定舗装工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	H26. 2. 3
4	26 (措) 4	千葉県が発注する舗装工事の入札参加業者に対する件		3条後段	H26. 2. 3
5	26 (措) 5	一般社団法人吉川松伏医師会に対する件	会員が設定するインフルエンザ任意予防接種の料金を決定し、会員に周知していた。	8条1号	H26. 2. 27
6	26 (措) 6	北米航路における自動車運送業務を行う船舶運航事業者に対する件	特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。	3条後段	H26. 3. 18
7	26 (措) 7	欧州航路における自動車運送業務を行う船舶運航事業者に対する件		3条後段	H26. 3. 18
8	26 (措) 8	中近東航路における自動車運送業務を行う船舶運航事業者に対する件		3条後段	H26. 3. 18
9	26 (措) 9	大洋州航路における自動車運送業務を行う船舶運航事業者に対する件		3条後段	H26. 3. 18
10	26 (措) 10	ダイレックス㈱に対する件		取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者（以下「特定納入業者」という。）に対して、次の行為を行っていた。 ① 新規開店等の際し、特定納入業者に対し、これらを実施する店舗において、当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の移動等の作業を開店前に行わせるため、あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた。 ② i) 閉店の際に実施するセールの際し、特定納入業者に対し、当該セールの「協賛金」等の名目で、あらかじめ算出根拠、用途等について明確に説明することなく、当該特定納入業者が販売促進効果を得ることができないにもかかわらず、当該特定納入業者が納入した商品であって、ダイレックスが定めた割引率で販売した商品の割引額に相当する額の一部又は全部の金銭を提供させていた。 ii) 平成23年5月4日に発生したダイレックス店舗の火災の際し、当該火災により滅失又は毀損した商品（以下「火災滅失毀損商品」という。）を納入した特定納入業者に対し、火災滅失毀損商品を販売できないことによるダイレックスの損失を補填するため、火災滅失毀損商品の納入価格に相当する額の一部又は全部の金銭を提供させていた。	19条（2条9項5号）
11	26 (措) 11	東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシートの製造業者に対する件	特定段ボールシートの販売価格を引き上げる旨を合意していた。	3条後段	H26. 6. 19
12	26 (措) 12	東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールケースの製造業者に対する件	特定段ボールケースの販売価格を引き上げる旨を合意していた。	3条後段	H26. 6. 19
13	26 (措) 13	東日本地区に交渉担当部署を有する大口需要者向け段ボールケースの製造業者に対する件	特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げる旨を合意していた。	3条後段	H26. 6. 19
14	26 (措) 14	鋼球の製造業者に対する件	鋼球の販売価格を引き上げ又は維持する旨を合意していた。	3条後段	H26. 9. 9